

石狩市監査委員公表第4号

令和元年度監査結果（前期）に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から令和元年度監査結果（前期）に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和2年2月5日

石狩市監査委員 百井宏己

石狩市監査委員 花田和彦

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監査区分	監査対象部局	指摘事項	措置内容
令和元年度 定期監査	総務部 情報政策課	市誌等売払代金において、調定漏れがあった。	今後、石狩市会計規則に基づき売り払った市誌等の調定は即日処理するよう徹底する。
令和元年度 定期監査	総務部 情報政策課	出張命令簿において、出張地が特定できる記入となっていなかった。	令和元年5月30日に出張地を確認し必要事項を記載するなど適正に事務処理を行った。 今後、特定の施設の他、住所を記載するようにし、石狩市職員等の旅費に関する条例に基づき適切な処理を行うよう課内職員に注意喚起した。
令和元年度 定期監査	総務部 情報政策課	出張において、出張命令簿に記入のないものがあった。	出張命令簿の記入漏れについては、令和元年5月30日に改善した後、石狩市職員等の旅費に関する条例等に基づき適切な処理を行うよう課内職員に注意喚起した。
令和元年度 定期監査	総務部 総務課	修繕において、見積書の金額が100/108となっていなかった。	指摘事項を確認し適正な事務処理を行うことを課内で共有するとともに、あらためて見積書提出案内（別記第13号様式）の「見積金額の記載について」を踏まえ、税抜金額のみの記載とする旨、今後、見積参加者へ指示を行うことを課担当職員において確認した。
令和元年度 定期監査	総務部 総務課	修繕において、見積書の金額が100/108となっていなかった。	見積書提出案内（別記第13号様式）の「見積金額の記載について」を踏まえ、税抜金額のみの記載とする旨、今後、見積参加者へ指示を行うことを、課担当職員において確認した。
令和元年度 定期監査	総務部 情報政策課	業務委託において、見積書の金額が100/108となっていなかった。	令和元年7月中に見積書提出案内（別記第13号様式）の「見積金額の記載について」を踏まえ、税抜金額のみの記載とする旨、見積参加者へ指示を行うことを課担当職員において確認した。
令和元年度 定期監査	総務部 情報政策課	業務委託において、契約委託書の受理前に指名業者選考依頼を起案している。	今後は、石狩市事務取扱規程に基づき契約委託書の受理を確認した後、選考依頼を起案することを課内職員で確認した。
令和元年度 定期監査	企画経済部 商工労働観光課	出張命令簿において、出張地が特定できる記入となっていなかった。	事実関係を確認し、直ちに適正な書類整理を行った。 今後、適切に諸手続きを行うよう事務処理の手順やチェック項目を課内で確認し、また、他課を参考に出張命令簿に記載例を貼付し、受命者及び決裁権者が出張命令の都度、チェックすることとした。

令和元年度 定期監査	企画経済部 商工労働観 光課	出張において、出張命令簿に 記入のないものがあった。	指摘を受けた段階で事実関係を確認 し、直ちに適正な書類整理を行った。 今後、適切に旅費支給を行うため、 旅費支給の際には出張命令簿を必ず添 付することとし、決裁権者が命令内容 と支給内容を確認できるように事務処 理の方法を改めた。
令和元年度 定期監査	企画経済部 林業水産課	賃貸借において、借用単価、 借用面積の積算根拠が示され ていなかった。	7月30日に作成した借用単価、借用 面積について、積算根拠となる資料を 直近の契約更新時より決裁に添付す る。
令和元年度 定期監査	企画経済部 林業水産課	賃貸借において、長期継続契 約が可能な契約であるが、予 算措置がなく複数年で契約し ていた。	賃貸借について、複数年契約を締結 する場合においては、地方自治法第234 条の3等の関係規定に基づき、適正な 契約事務を行うことを課内で確認し た。 今後は、契約内容及び予算措置状況 について複数の職員で確認したうえで 適正な契約締結事務を執行する。
令和元年度 定期監査	企画経済部 林業水産課	工事請負において、入札結果 報告の決定に決裁権者の決裁 漏れがあった。	石狩市事務決裁規程第4条（別表第 1 共通専決事項中（4）契約等10業者 選考に関する事項）に基づき、今後適 正に処理することを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	財政部 財政課	物品購入において、執行決議 書の決裁権者の決裁漏れが あった。	今後、石狩市事務決裁規定に基づ き、決裁漏れや決裁区分誤りが ないかを複数人で確認し、適正に事務処理を 行うことを課内で周知徹底を行った。
令和元年度 定期監査	環境市民部 環境保全課	出張命令簿において、出張地 が特定できる記入となってい なかった。	平成29年9月5日付け事務連絡「出 張命令簿の取扱いについて」に基づ き、出張地（用務先）には詳細の住所 や施設名を明記することを令和元年7 月25日に課内で確認した。
令和元年度 定期監査	環境市民部 環境保全課	修繕において、見積書の金額 が100/108となっていなかつ た。	見積書提出案内（石狩市入札及び契 約の執行決議等に係る事務取扱要綱第 8条別記第13号様式）に記載された見 積金額の記載方法（消費税の取扱い） に基づいた見積書となっているか、徴 収時に十分確認するよう課内で確認し た。
令和元年度 定期監査	環境市民部 環境保全課	修繕において、見積書の日付 に記入漏れがあった。	見積合わせの際には、石狩市契約規 則第17条の規定に基づき金額の記載方 法等に誤りが ないか、氏名の下に押印 があるかなどのほか、日付の記入漏れ がないかについて十分確認するよう課 内で確認した。

令和元年度 定期監査	環境市民部 ごみ・リサ イクル課	賃貸借において、長期継続契 約が可能な契約であるが、予 算措置がなく複数年で契約し ていた。	賃貸借について、複数年契約を締結 する場合には、地方自治法第234 条の3等の関係規定に基づき、適正な 契約事務を行うことを課内で確認し た。 今後は、契約内容及び予算措置状況 について複数の職員で確認したうえで 適正な契約締結事務を執行する。
令和元年度 定期監査	環境市民部 ごみ・リサ イクル課	賃貸借において、借用単価、 借用面積の積算根拠が示され ていなかった。	賃貸借契約を行うに当たっては、普 通財産(土地・建物)貸付料算定基準第 1-1に基づき借用単価等を設定し、 積算根拠に漏れや誤りがないか、十分 確認するよう課内で確認し、次回契約 より適切に契約事務を執行する。
令和元年度 定期監査	環境市民部 広聴・市民 生活課	賃貸借において、長期継続契 約が可能な契約であるが、予 算措置がなく複数年で契約し ていた。	賃貸借について、複数年契約を締結 する場合には、地方自治法第234 条の3等の関係規定に基づき、適正な 契約事務を行うことを課内で確認し た。 今後は、契約内容及び予算措置状況 について複数の職員で確認したうえで 適正な契約締結事務を執行する。
令和元年度 定期監査	環境市民部 広聴・市民 生活課	賃貸借において、借用単価の 積算根拠が示されていないかつ た。	賃貸借契約を行うに当たっては、普 通財産(土地・建物)貸付料算定基準第 1-1に基づき借用単価等を設定し、 積算根拠に漏れや誤りがないか、十分 確認するよう課内で確認し、次回契約 より適切に契約事務を執行する。
令和元年度 定期監査	環境市民部 ごみ・リサ イクル課	業務委託において、検査調書 は金額で判断すると、事務決 裁規程では決裁権者は副市長 となるが、部長が決裁してい た。	今後、石狩市事務決裁規程、石狩市 会計規則及び経理事務の手引き等の規 定に基づく適正な事務処理を行うよ う、課内で確認した。
令和元年度 定期監査	環境市民部 広聴・市民 生活課	業務委託において、検査調書 は金額で判断すると、事務決 裁規程では決裁権者は部長と なるが、課長が決裁してい た。	今後、石狩市事務決裁規程、石狩市 会計規則及び経理事務の手引き等の規 定に基づく適正な事務処理を行うよ う、課内で確認した。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 スポーツ健 康課	グラウンド使用料において、 還付漏れがあった。	石狩市立学校施設使用料条例第4条 に基づき、令和元年5月27日付で還付 処理を行った。 今後は関係法令に基づき、漏れのな い適正な事務執行を心掛けるよう課内 で共有した。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援 課	出張命令簿において、出張地 が特定できる記入となってい なかった。	指摘の出張命令簿については、石狩 市職員等の旅費に関する条例第4条第 4項に基づき、令和元年5月27日付 けで所定の事務手続きを行った。 事例の課内共有を図るとともに、決 裁時は担当のみならず、出張者も チェックするようチェック体制の励 行・徹底を図った。

令和元年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援 課	臨時職員賃金の支給額の計算に誤りがあった。	指摘の内容につき、本人に直接連絡を行なうとともに、令和元年5月27日付けで通知し、石狩市臨時職員取扱要綱第17条等に基づき適正な額を支給した。 今後、非常勤職員・臨時職員事務の手引き、マニュアルを改めて確認するとともに、臨時賃金支出チェックリストを活用し休暇簿、出勤簿との突合を行い、賃金支給における休暇の取扱を適正に行うことを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 障がい福祉 課	物品購入において、見積書の金額が100/108となっていなかった。	今後の事務執行にあたっては、複数の職員で記載内容等を確認し、適正に執り行うよう課内で確認した。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 障がい福祉 課	賃貸借において、予定価格調書が作成されていなかった。	今後の事務執行にあたっては、都度、契約マニュアル等関係資料を確認し、適正に執り行うよう課内で確認した。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援 課	賃貸借において、長期継続契約が可能な契約であるが、予算措置がなく複数年で契約していた。	賃貸借について、複数年契約を締結する場合においては、地方自治法第234条の3等の関係規定に基づき、適正な契約事務を行うことを課内で確認した。 今後は、契約内容及び予算措置状況について複数の職員で確認したうえで適正な契約締結事務を執行する。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援 課	賃貸借において、借用単価の積算根拠が示されていないかった。	石狩市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に基づく長期継続契約に契約を変更する予定のため、地権者と協議を継続し対応するとともに、必要な予算措置を行う検討をしている。また、合併前からの借用単価で継続的に契約を更新していたため、次回の契約更新の際に積算根拠を明確にする。 契約事務の執行については、事務決裁規程や契約規則等に基づき適切な処理を行うよう課内職員に周知徹底した。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援 課	業務委託において、契約書に落丁があった。	指摘の内容については、石狩市契約規則第38条等に基づき令和元年5月22日に対応した。 福祉バス運行業務委託（長期継続契約）締結時には、担当のチェックはもちろん、報告時は確認の意味も込めて報告を受けるなど課内で確認した。 また、契約事務について、規程や契約マニュアルに基づき適切な処理を行うよう、課内で改めて事務決裁規程の周知徹底を図り、再発の防止を図った。

令和元年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援 課	業務委託において、契約書の 委託料の支払表が契約期間に 不足していた。	指摘の内容については、石狩市契約 規則第38条等に基づき令和元年5月22 日に対応した。 福祉バス運行業務委託（長期継続契 約）の事務における担当のチェックは もちろん、主査、課長もページ、表、 文言等の確認をするなど課内で共有す るとともに、契約事務について、規程 や契約マニュアルに基づき適切な処理 を行うよう、課内で改めて事務決裁規 程の周知徹底を図り、再発の防止を 図った。
令和元年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援 課	業務委託の契約締結報告にお いて、報告時の部長の押印が なかった。	福祉バス運行業務委託（長期継続契 約）の事務には、担当のチェックはも ちろん、報告時においても決裁権者の 確認もするなど課内で共有した。 また、契約事務について、規程や契 約マニュアルに基づき適切な処理を行 うよう、課内で改めて事務決裁規程の 周知徹底を図り、再発の防止を図っ た。
令和元年度 定期監査	建設水道部 建設総務課	工事請負において、設計変更 の決定書に決裁権者の決裁漏 れがあった。	今後、石狩市事務決裁規定に基づ き、適正な決裁を行うことと都度、決 裁漏れがないかを常に確認することを 課内で確認した。
令和元年度 定期監査	建設水道部 水道営業課	出張命令簿において、出張地 の記入漏れがあった。	石狩市水道事業職員旅費規程にお いて準用する石狩市職員等の旅費に関 する条例第4条第4項に規定する「出張 依頼簿に当該旅行について必要な事 項」について、記入が漏れていた事項 を令和元年6月に記載した。 今後は、出張命令権者と当該出張者 双方が、条文の意図すべきところを再 度認識し、記入漏れがないよう都度確 認することとした。
令和元年度 定期監査	建設水道部 水道営業課	旅費の支給において、支給漏 れがあった。	石狩市水道事業職員旅費規程にお いて準用する石狩市職員等の旅費に関 する条例第6条第11項に基づき、支給 が漏れていた旅費を令和元年6月に支給 した。 今後は、経理担当者と当該出張者双 方が旅費制度を熟知し、支給漏れがな いよう都度確認することとした。
令和元年度 定期監査	建設水道部 水道営業課	臨時職員賃金の支給額の計算 に誤りがあった。	石狩市臨時職員取扱要綱第13条に基 づき、臨時職員賃金を再計算し、令和 元年7月に過不足の調整を行なった。 今後は、経理担当者と所属長双方 が、支給漏れがないよう都度確認す ることとした。
令和元年度 定期監査	建設水道部 水道営業課	賃貸借において、借用単価、 借用面積の積算根拠が示され ていなかった。	契約相手との交渉の結果、借用面積 等の積算根拠について、次年度中に整 理し、再契約することとなった。

令和元年度 定期監査	厚田支所 地域振興課	土地貸付収入において、貸付料が3年ごとに見直しされていなかった。	「石狩市財産管理規則第23条」に基づき、相手方に対し、契約更新を文書にて通知し、令和2年度の契約では適正な貸付を行う。
令和元年度 定期監査	厚田支所 地域振興課	出張命令簿において、出張地が特定できる記入となっていなかった。	出張命令簿について、「石狩市職員等の旅費に関する条例」第4条第4項に基づき所定の事務手続きを令和元年7月5日に行った。 今後、諸手続きをする際は、案内文書と出張命令簿の突き合わせ（用務の目的・用務地の確認）を行い、適正な手順で進めることを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	厚田支所 地域振興課	一者随意契約の決定において、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	今後、一者随意契約の決定においては、適正な手順で進めることを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	浜益支所 地域振興課	賃貸借において、長期継続契約が可能な契約であるが、予算措置がなく複数年で契約していた。	賃貸借について、複数年契約を締結する場合においては、地方自治法第234条の3等の関係規定に基づき、適正な契約事務を行うことを課内で確認した。 今後は、契約内容及び予算措置状況について複数の職員で確認したうえで適正な契約締結事務を執行する。
令和元年度 定期監査	浜益支所 地域振興課	賃貸借において、借用単価の積算根拠が示されていなかった。	地方自治法第234条の3に基づき当該賃貸借契約を改めて平成31年4月1日から長期継続契約にて締結するにあたり、借用単価の積算根拠を貸付人に提示し、承諾を得て平成31年4月1日に締結した。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	出張命令簿において、出張地が特定できる記入となっていなかった。	石狩市職員等の旅費に関する条例第4条の規定に基づき出張地が特定できる記載となっていなかった誤りを早急に是正した。 今後同じ間違いが起きないように、決裁時と旅費支給事務を行う時の2回チェックを行う体制を整えた。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 総務企画課	臨時職員の給与支払区分を誤って雇用していた。	令和元年6月20日に石狩市教育委員会臨時職員取扱要綱第3条に規定する額に基づき、本人へ発生した過払い金の説明を行ったうえで返金用の納付書を手渡し、令和元年7月1日に返納されていることを確認した。 今後は、任用する職員の給与支払区分が、勤務状況に応じたものとなっているかを、複数の職員で確認したうえで給与支払を行うことを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。	今後は石狩市臨時職員取扱要綱第7条の規定に基づき、変更決定を行ったうえで修正処理を行っていく。

令和元年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	修繕において、見積書の金額が100/108となっていなかった。	今後は契約規則、契約マニュアルに基づく適正な手続きとなるよう課内で確認する。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 総務企画課	業務委託において、長期継続契約に係る検査調書は契約金額全体で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	当該契約について、令和元年6月20日に、当時の決裁資料をもとに部長への説明を行い、契約が適正に履行されていることを確認した。 今後は、事務決裁規程に定める決裁区分表をその都度確認したうえで決裁を行うことを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 総務企画課	業務委託において、一者随意契約の決定前に業者選考依頼を起案していた。	当該選考依頼について、令和元年6月20日に、当時の一者随意契約決定資料をもとに内容を確認し、選考依頼の内容が適正であることを確認した。 今後は、契約マニュアルに基づき、業者選考依頼の決裁に一者随意契約決定の決裁を資料として添付し、起案することを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 社会教育課	業務委託において、受託者への証明書交付の決定書を受託者の決定前に起案していた。	今後、諸手続きを進めるに当たっては、その都度関係規定に照らし合わせ、適正な手順で行うことを課内で確認した。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 社会教育課	業務委託において、契約書の条文中に不備があった。	今後、同様の事務を進めるに当たっては、課内におけるチェックを徹底することを確認した。
令和元年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	業務委託において、見積書の金額が100/108となっていなかった。	今後は契約規則、契約マニュアルに基づく適正な手続きとなるよう課内で確認する。
令和元年度 指定管理者監査	石狩市公務 サービス株 式会社	協定書第35条において、事故対策、緊急時対策、防犯・防災対策に係るマニュアルの作成が義務付けられているが、防犯・防災対策マニュアルが未整備だった。	講評後、協定書第35条に基づいた「防犯マニュアル」（令和元年10月1日付制定）については作成済みだが、「災害・事故対策マニュアル」については、現在作成中である。